

1. 岡山学院大学学則

第1章 目的

第1条 本学は、教育基本法、学校教育法および大学設置基準により、高等学校基礎教育の上に一般の学術文化の研究を行なうとともに、我が国の少子高齢化時代に対応する栄養管理の専門教育に重きをおく大学教育を施し、よき社会人として時代の進運に応じ、地域社会の指導者たるの人材の育成するをもって目的とする。

- (2) 本学は、第1項に掲げる目的を達成するために、教育研究水準の向上を図り、本学における教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、文部科学大臣が認証する評価機関の実施する評価を受ける。
- (3) 本学は、本学における教育研究活動等の状況について報告書にまとめ、広く周知を図るものとする。
- (4) 本学は、教員の大学教育に対する教育研究の使命及び教育意識の改革を含めて、大学の教育、研究、社会サービスの機能の充実を図るための教員の資質開発を目的とするファカルティディベロップメント(FD)を実施する。

第2条 本学は岡山学院大学と称する。

第3条 本学は、岡山県倉敷市有城787番地におく。

第2章 学部、修業年限及び定員

第4条 本学に、人間生活学部食物栄養学科をおく。

- (2) 大学、学部及び学科の名称の英訳名は次の通りである。

名 称	英 訳 名
岡山学院大学	Okayama Gakuin University
人間生活学部	Faculty of Human Services
食物栄養学科	Department of Food and Nutrition

第5条 本学の修業年限は4年とする。但し在学年数は8年を超えることができない。

第6条 学部の学科の入学定員及び収容定員は、次の表の通りである。

学 科	入学定員	収容定員
人間生活学部食物栄養学科	40	160

第3章 授業科目

第7条 授業科目は、基礎教養科目及び学科専門科目とする。

第8条 学科各学年の、基礎教養科目及び学科専門科目の授業科目と単位数は別表の通りである。

- (2) 前項により開設する授業科目のほか教育上有益と認めるとときは、特別授業科目(外国人留学生のための日本語科目及び日本事情に関する科目を含む)を設けることができる。
- (3) 前項の実施に関して必要な事項は別に定める。

第4章 単位・授業及び卒業の要件

第9条 各授業科目の履修方法は、別表の通りである。

- (2) 1の授業科目に対する課程を修了した者には、単位を与える。
- (3) 前項の単位数を定めるに当っては、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。
 - イ) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - ロ) 演習については、原則として30時間の授業をもって1単位とする。但し、別に定めるものについては、15時間の授業をもって1単位とすることができる。
 - ハ) 実験、実習及び実技については、原則として45時間の授業をもって1単位とする。但し別に定めるものについては、30時間の授業をもって1単位とすることができる。

第10条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

- (2) 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。但し教育上特別の必要がある場合は、これらの期間より短い期間において、授業を行うことができる。
- (3) 授業の方法は、講義、演習、実験、実習及び実技、またはこれらの併用とする。
- (4) 授業は、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- (5) 前項の授業については学則第10条(4)による規程において定める。

第11条 1の授業科目の履修を終え、授業時間の3分の2以上出席した学生に対し、試験の上単位を与えるものとする。但し、卒業研究等の授業科目については、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

- (2) 授業科目の学習評価は100点法をもって採点し、80点以上を優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可、60点未満を不可とする。
- (3) 学生が各年次にわたって適切な授業科目を履修するために、卒業要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を20単位とする。
- (4) 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、(3)の上限を超えて履修科目の登録を認める。

第12条 卒業の要件は、4年以上在学し、別表(別表1～別表2)授業科目の必修、選択及び選択必修の区分ごとに次の各号に定める単位を含め、124単位以上を修得するものとする。

- イ) 基礎教養科目については、22単位以上。

- 口) 学科専門科目については、70単位以上。
- (2) 第5条に定める期間在学し、所定の科目を履修して、その単位を修得し、かつ第12条に定める卒業要件を満たした者は、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。
- (3) 学長は、前項により認定された者には、卒業証書及び学士の学位を授与する。
- 第13条 本学において教育上有益と認めるときは、他の短期大学または大学との協議により、学生が当該他の大学等の授業科目を履修することを認めることがある。なお、当該大学等において修得した単位については、60単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことができる。
- (2) 前項の規定は、学生が外国の大学等に留学する場合に準用する。この場合当該大学等において修得した単位については、前項の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- (3) 本学学生が、本学他科の学科専門科目の授業科目を履修する場合も前項に準ずるものとする。
- (4) 本学に入学する者で、入学前に他の短期大学又は大学で履修又は修得した授業科目の単位については60単位を超えない範囲で、本学において修得した単位としてみなすことができる。
- (5) 前各項の実施に関して必要な事項については別に定める。
- 第14条 食物栄養学科の学生で卒業後、栄養士の資格を得ようとするものは、第12条に規定する授業科目の単位を含めて、栄養士法及び同法施行規則に定める授業科目の単位を修得しなければならない。
- (2) 本学学生で卒業後、図書館司書の資格を得ようとするものは、第12条に規定する授業科目の単位を含めて、図書館法施行規則に基づく本学図書館学授業科目(別表 3-1)につき所要単位を修得しなければならない。
- (3) 本学学生で卒業後、社会教育主事の資格を得ようとするものは、第12条に規定する授業科目の単位を含めて、社会教育主事講習等規程に基づく本学社会教育主事に関する専門教育科目につき所要単位を修得しなければならない。
- (4) 食物栄養学科の学生で卒業後、食品衛生管理者資格及び食品衛生監視員任用資格を得ようとするものは、第12条に規定する授業科目の単位を含めて、当学科に開設する「食品衛生資格履修コース」において食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設の指定基準に基づき別表2-1に定める所要の単位を修得しなければならない。
- (5) 食物栄養学科の学生で、教員免許状を得ようとする者は、第12条によるほか、教育職員免許法および同法施行規則に定められた授業科目の所要単位を修得しなければならない。
- | | |
|---------------|-----------|
| 取得できる教員免許状の種類 | 栄養教諭一種免許状 |
|---------------|-----------|
- 第15条 卒業の認定は、第12条の単位を4年以上の間に履修した者につき、教授会の議を経て学長これ行う。

第5章 入学・転学・編入学・休学・退学・再入学

第16条 入学は毎学年の始めとする。ただし、再入学、編入学及び他の大学から本学への転学について、学期の始めとすることができます。

第17条 本学に入学できる者は、次の各号の何れかに該当する者でなければならない。

1. 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）
3. 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
4. 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
5. 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
6. 文部科学大臣の指定した者
7. 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
8. 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると本学が認めたもの
9. 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者で、18歳に達した者

第18条 次の各号の何れかに該当する者で、本学に編入学を志願する者があるときは、教育に支障のない限り、選考の上、編入学を許可することができる。

1. 大学を卒業した者又は学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
2. 大学に所定の期間在学し所定の単位を修得した者
3. 短期大学または高等専門学校を卒業した者
4. 専修学校の専門課程及び高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることのうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（学校教育法第90条に規定する者に限る。））
5. 学校教育法施行規則附則第7条に該当する課程を修了または卒業した者
6. 外国において、学校教育における14年以上の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。）を修了した者

第19条 他大学からの転入学は、教授会の議を経て学長がこれを定める。

第20条 入学志願者は、所定の書式に準じ、入学願書、出身学校在学中の学業成績書、健康診断書、出身学校の人物考定書を提出しなければならない。

- (2) 入学者の選抜及び入学許可は教授会の議を経て学長これを行なう。

- 第21条 入学を許可された者は、所定の期日までに、在学誓書、戸籍抄本(または、住民票記載事項証明書)及び保証人の保証書を差出さなければならない。
- 第22条 保証人は一家計を立て、学生在学中における一切の事件につき、その責に任ずることのできる者であって、なお、学長の適當と認めた者に限る。保証人にして、前記の定める条件を欠く場合は、遅滞なく新たなる保証人を届け出るものとする。学長は、保証人で不適当と認める場合は、これを変更させることができる。
- 第23条 疾病、その他により欠席したときは、その理由及び欠席日数を具し、保証人連署の上届け出なければならない。1週間以上におよぶときは、医師の診断書を必要とする。
- 第24条 疾病、その他の理由で、引き続き修業を中止しなければならない者は、医師の診断書及びその理由を詳記し、保証人連署の上で願い出て、学長の許可あるときは、1年以内の休学をすることができる。
- (2) 休学期間は所定の在学期間に算入しない。
- (3) 休学期間が満了のとき、または休学期間内であっても、その事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。
- 第25条 退学しようとする者は、保証人連署の上理由を詳記し、学長に願い出て、その許可を得なければならない。
- 第26条 退学した者で再入学を願い出した場合は、前の在学中の成績を考查し、学長がこれを許可することがある。この場合、退学以前の在学期間及び修了科目は、所定の在学期間並びに履修科目に算入することができる。
- 第27条 本学より他大学に、転学または入学しようとする者は、事由を具して、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

第6章 学 費

- 第28条 入学志願者は入学検定料25,000円と、入学を許可された者は入学金250,000円を納めなければならない。既納入学検定料及び入学金は事情の如何を問わずこれを返還しない。
- 第29条 授業料、教育充実費及び施設設備費は夫々年額490,000円、300,000円及び150,000円とし、次の割をもって、毎期開始後10日以内に分納すべきものとする。
- | | |
|----|----------|
| 前期 | 470,000円 |
| 後期 | 470,000円 |
- 既納の授業料、教育充実費及び施設設備費は、事情の如何を問わずこれを返還しない。

第7章 教員組織

- 第30条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他必要な職員をおく。

第8章 教授会

第31条 教授会は、本学の教授をもって組織し、准教授、その他の教員を加えることができる。

- (2) 教授会は次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
1. 学生の入学及び卒業に関すること
 2. 学位の授与に関すること
 3. 教育課程の編成に関すること
 4. 学生の懲戒に関すること
 5. その他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定めること
- (3) 教授会は学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第9章 図書館

第32条 本学に図書館をおく。ただし、規則は別に定める。

第10章 科目等履修生

第33条 入学資格のない者といえども、適當な学力があると認めた者で、授業科目の履修を願い出した者は、一般学生の学習に差支えない限り、科目等履修生として許可し、第11条により単位を認定することができる。

- (2) 科目等履修生について必要事項は別に定める。

第34条 科目等履修生の守るべき規則は、一般学生に準ずる。但し、卒業に関する規則と第17条とを除く。

第35条 科目等履修生で単位修得を要しないものは聴講生とし、聴講授業科目の聴講を完了した者には、その授業科目の聴講修了証書を授与する。

- (2) 聴講生について必要事項は別に定める。

第11章 外国人留学生

第36条 外国人で、短期大学または大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入學を志願する者があるときは、選抜の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

- (2) 外国人留学生について必要事項は別に定める。

第12章 公開講座

第37条 本学に公開講座を開設することがある。

- (2) 公開講座に、本学学生も参加することができる。

(3) 公開講座について必要な事項は別に定める。

第13章 学年・学期・休業日

第38条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第39条 学年を分つて、次の2学期とする。

1. 前期 4月1日より9月10日まで
2. 後期 9月11日より3月31日まで

第40条 本学の休業日は、次の通りである。

1. 本学開学記念日5月31日(但し出校)
2. 国民の祝日に関する法律に規定する休日
3. 日曜日
4. 春期休業 3月21日より3月31日まで
5. 夏期休業 8月1日より9月10日まで
6. 冬期休業 12月22日より1月7日まで

第41条 学長は必要があると認めたときは、前条各号に掲げる休業日以外の日に臨時に授業を行わぬことができる。

(2) 学長は必要があると認めたときは、前条各号に掲げる休業日に臨時に授業及び定期試験を行うことができる。

第14章 学寮

第42条 保護者の許から直接通学できない者のために学寮をおく。

第43条 学寮に関する規則は別に定める。

第15章 賞 罰

第44条 品行端正で学力優秀な者、または恪勤精励な者に対しては、卒業時これを表彰することがある。

第45条 学生にして、学校の内外を問わず学校の秩序を乱し、学生としての本分に反した者には、その輕重により、訓告、停学、退学処分に付することがある。

(2) 前項の手続は別に定める。

第46条 前条の規定のほか、次の一に該当する者は学長が別に定める手続を経て退学に処する。

1. 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
2. 学業劣等で成績の見込みがないと認められた者
3. 正當の事由なく出席常でない者
4. 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

附 則

1. 本学則は平成14年4月1日より施行する。

附 則

1. 本学則は平成15年4月1日より施行する。
2. 第14条(4)は平成14年度入学生においても適用する。
3. 第14条(5)は平成14年度入学生においても適用する。

附 則

1. 本学則は平成16年4月1日より施行する。

附 則

1. 本学則は平成17年4月1日より施行する。
2. 第14条(6)は平成16年度入学生においても適用する。

附 則

1. 本学則は平成18年4月1日より施行する。

附 則

1. 人間生活学部人間情報学科の学生募集を停止する。
2. 本学則は平成19年4月1日より施行する。

附 則

1. 本学則は平成20年4月1日より施行する。

附 則

1. 本学則は平成21年4月1日より施行する。

附 則

1. キャリア実践学部キャリア実践学科の学生募集を停止する。
2. 本学則は平成22年4月1日より施行する。

附 則

1. 本学則は平成23年4月1日より施行する。

附 則

1. 本学則は平成24年4月1日より施行する。

附 則

1. 本学則は平成25年4月1日より施行する。

附 則

1. 本学則は平成26年4月1日より施行する。

附 則

1. 本学則は平成27年4月1日より施行する。

附 則

1. 本学則は平成28年4月1日より施行する。

別表 1 基礎教養科目

科目群	授業科目	必修	選択	計	備考
人間基礎科目群	人間と倫理	8	2	2	
	人間の発達		2	2	
	日本国憲法		2	2	
	地球環境問題		2	2	
	生涯学習概論		2	2	
	正しい日本語		2	2	
	近代日本文学		2	2	
	基礎数学 I		2	2	
	基礎数学 II		2	2	
	基礎物理学		2	2	
	基礎化学		2	2	
	基礎生物学		2	2	
小計		8	24	24	
人間生活科目群	情報リテラシー I	8	2	2	
	情報リテラシー II		2	2	
	教養演習 I		1	1	
	教養演習 II		1	1	
	英語 I		2	2	
	英語 II		2	2	
	中国語 I		2	2	
	中国語 II		2	2	
	フランス語 I		2	2	
	フランス語 II		2	2	
	体育理論		1	1	
	体育実技		1	1	
	キャリアガイダンス		2	2	
	社会との接続		2	2	
小計		8	28	28	
人間福祉科目群	少子高齢化と諸問題	6	2	2	
	児童福祉概論		2	2	
	ボランティア理論		2	2	
	ボランティア活動		2	2	
	社会心理学		2	2	
	臨床心理学		2	2	
	小計		6	12	12
	合計		22	64	64

別表 2 食物栄養学科専門科目

区分		授業科目	必修	選択	計	備考	
現代生活基礎科目		インターネット法	6	2	2		
		生活IT活性論		2	2		
		現代生活経営		2	2		
		生活史		2	2		
		食文化論		2	2		
		フードコーディネート		2	2		
		食料経済		2	2		
		小計		6	14		
専門基礎分野	栄養士法管理栄養士指定教育分野	講義又は演習必修単位					
		実験又は実習必修単位					
		公衆衛生学 I		2	2		
		公衆衛生学 II		2	2		
		公衆衛生学 III		2	2		
		健康管理論		2	2		
		社会福祉概論		2	2		
		小計		6	6	10	
専門基礎分野	社会・環境と健康	6		解剖生理学 I	2	2	
		14		解剖生理学 II	2	2	
				解剖生理学実験 I	1	1	
				解剖生理学実験 II	1	1	
				運動生理工学	2	2	
				生化学 I	2	2	
				生化学 II	2	2	
	人体の構造と機能、疾病の成り立ち			生化学実験	1	1	
				病理学	2	2	
				微生物学	2	2	
				小計	14	13	17
				食品学総論 I	2	2	
				食品学総論 II	2	2	
				食品学総論実験	1	1	
専門分野	食べ物と健康	8		食品学各論	2	2	
				食品学各論実験 I	1	1	
				食品学各論実験 II	1	1	
				食品加工学 I	2	2	
				食品加工学 II	2	2	
				食品加工学実習	1	1	
				食品品質管理論	2	2	
				食品分析学	2	2	
	基礎栄養学			調理学 I	2	2	
				調理学 II	2	2	
				調理学実習 I	1	1	
				調理学実習 II	1	1	
				調理学実習 III	1	1	
				食品衛生学 I	2	2	
	応用栄養学			食品衛生学 II	2	2	
				食品衛生学実験	1	1	
				小計	8	30	30
				基礎栄養学	2	2	
専門分野	栄養教育論	6		基礎栄養学実験	1	1	
				運動栄養学	2	2	
				応用栄養学	2	2	
				栄養アセスメント	2	2	
				応用栄養学実習	1	1	
				小計	6	10	10
	臨床栄養学	8		栄養教育論 I	2	2	
				栄養教育論 II	2	2	
				栄養教育管理	2	2	
				栄養教育論実習 I	1	1	
	公衆栄養学	4		栄養教育論実習 II	1	1	
				小計	6	8	8
				臨床栄養学 I	2	2	
				臨床栄養学 II	2	2	
専門分野	給食経営管理論	4		臨床栄養学 III	2	2	
				臨床栄養学実習	1	1	
				臨床栄養学演習	2	2	
				公衆栄養学 I	2	2	
	総合演習			公衆栄養学 II	2	2	
				公衆栄養学実習	1	1	
				小計	10	14	14
				給食経営管理論 I	2	2	
	臨地実習			給食経営管理論 II	2	2	
				給食経営管理実習 I	1	1	
				給食経営管理実習 II	1	1	
				総合演習	2	2	
栄養教諭に関する科目	栄養に係る教育に関する科目			給食経営管理論実習事前事後	1	1	
				小計	6	9	9
				給食経営管理臨地実習 I	1	1	
				給食経営管理臨地実習 II	1	1	
	教職に関する科目			公衆栄養臨地実習	1	1	
				臨床栄養臨地実習	2	2	
				小計	0	5	5
				学校栄養指導論 I	2	2	
				学校栄養指導論 II	2	2	
				小計	0	4	4
栄養教諭に関する科目	卒業研究			合計	62	113	121
				卒業研究 I	2	2	
				卒業研究 II	2	2	
				小計	0	4	4
	教職に関する科目			合計	62	113	121
				学校栄養指導論 I	2	2	
				学校栄養指導論 II	2	2	
				小計	0	4	4
				教師論	2	2	
				教育原理	2	2	教育史を含む。
栄養教諭に関する科目	教職に関する科目			教育心理学	2	2	
				教育制度論	1	1	
				教育課程論	1	1	
				道徳教育の研究	2	2	
				特別活動	1	1	
				教育の方法及び技術(A)	1	1	2科目のうち1科目選択必修
				教育の方法及び技術(B)	1	1	
				生徒指導論	2	2	
				教育相談	2	2	カウンセリングを含む。
				事前・事後指導	1	1	
栄養教諭に関する科目	教職実践演習(栄養教諭)			栄養教育実習	1	1	
				教職実践演習(栄養教諭)	2	2	
				小計	0	21	21

注1) 表中の選択は、選択必修である。

注2) 栄養士免許の取得及び管理栄養士国家試験の受験資格を得るために、表中の栄養士法管理栄養士指定教育分野の専門基礎分野及び専門分野のそれぞれの区分に記載する講義又は演習必修単位及び実験又は実習必修単位の単位数を充足するよう授業科目の単位を修得すると共に、表中の必修及び選択必修の単位を含めて学則に規定する卒業に要する単位を修得しなければならない。

別表 2-1 食品衛生資格履修コース専門科目

食品衛生法及び同法施行令に定める学科		食品衛生資格履修コースの授業科目及び単位			
別表区分	別表科目	本学授業科目名	必修	選択	備考
A群 化学関係	分析化学	基礎化学	2		
	有機化学	(基礎化学)			基礎化学に含む。
	無機化学	(基礎化学)			基礎化学に含む。
B群 生物化学関係	生物化学	生化学 I 生化学実験	2 1		
	食品化学	食品学総論 I	2		
		食品学総論実験	1		
	生理学	解剖生理学 II	2		
		解剖生理学実験 II	1		
	食品分析学	食品分析学	2		
	毒性学	食品衛生学 II	2		
C群 微生物学関係	微生物学	微生物学	2		
	食品微生物学	食品衛生学 I (食品衛生学実験)	2 1		食品衛生学実験に含む。
		食品保存学	2		
	食品製造学	(食品加工学 I)			食品加工学 I に含む。
D群 公衆衛生学関係	公衆衛生学	公衆衛生学 II	2		
	食品衛生学	(食品衛生学 II)			食品衛生学 II に含む。
		食品衛生学実験	1		
	環境衛生学	(食品衛生学 I)			食品衛生学 I に含む。
		公衆衛生学 III	2		
	衛生行政学	公衆衛生学 I	2		
	疫学	(公衆衛生学 I)			公衆衛生学 I に含む。
A群～D群までそれぞれ1科目以上、22単位以上		小計	28		
E群 その他の関連科目	酵素化学	生化学 II (生化学実験)	2 1		生化学実験に含む。
		食品理化学	2		
	(食品学総論実験)				食品学総論実験に含む。
		病理学	2		
	解剖学	解剖生理学 I	2		
		解剖生理学実験 I	1		
	栄養化学	応用栄養学	2		
		応用栄養学実習	1		
	栄養学	基礎栄養学	2		
		基礎栄養学実験	1		
	農産物製造学	食品学各論	2		
		食品学各論実験 I	1		
		食品学各論実験 II	1		
	肉製品製造学	(食品学各論)			食品学各論に含む。
	食品工学	食品加工学 II	2		
		食品加工学実習	1		
	品質管理学	食品品質管理論	2		
E群の科目を含めて総単位数が40単位以上		小計	24		
		総単位数	52		

*食品衛生法及び同法施行令に定める学科と本学授業科目の対応を示す。

別表 3-1 図書館司書資格に係る専門教育科目

授業科目		必修	選択	計	備考
基礎科目	生涯学習概論	2		2	
	図書館概論	2		2	
	図書館制度・経営論	2		2	
	図書館情報技術論	2		2	
図書館サービスに関する科目	図書館サービス概論	2		2	
	情報サービス論	2		2	
	児童サービス論	2		2	
	情報サービス演習	2		2	
図書館情報資源に関する科目	図書館情報資源概論	2		2	
	情報資源組織論	2		2	
	情報資源組織演習	2		2	
選択科目	図書館サービス特論	1		1	
	図書・図書館史	1		1	
合 計		24		24	

別表 3-2 社会教育主事に関する専門教育科目

授業科目		必修	選択	計	備考
生涯学習概論	生涯学習概論	4		4	
社会教育計画	社会教育計画	4		4	
社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究のうち一以上の科目	社会教育演習(情報検索演習)	4		2	
	社会教育演習(教育相談演習)			2	
社会教育特講I(現代社会と社会教育)	地球環境問題	2	2	2	
	青少年問題と社会教育		2	2	
	ライフステージと生活課題		2	2	
社会教育特講II(社会教育活動・事業・施設)	社会教育行政	2	2	2	
	図書館概論		2	2	
	ボランティア理論		2	2	
社会教育特講III(その他必要な科目)	社会との接続	8		2	
	社会福祉概論			2	
	教育心理学			2	
	社会心理学			2	
合 計		24	12	32	